

邑楽南地区地区計画における都市計画決定の流れ

下記の手続きを経て、邑楽南地区地区計画は都市計画決定されました。

原案の作成

■都市計画法第16条第2項に基づく意見の聴取

≪都市計画（原案）の縦覧≫

内容：邑楽南地区地区計画

期間：令和2年9月11日から9月25日（土・日曜日、祝日を除く）

時間：午前8時30分から午後5時15分

場所：役場都市建設課

※縦覧期間は終了しました。

≪意見の受付≫

受付期間：令和2年9月11日から10月2日

提出：直接または郵送で都市建設課へ提出

【注意】郵送の場合は10月2日必着

※意見の受付は終了しました。

≪住民説明会の開催≫

邑楽南地区地区計画について、下記の日程で住民説明会を実施しました。

期日：令和2年10月2日

時間：

	時間	出席者数
第1部	午前10時から午前11時	28人
第2部	午後3時から午後4時	19人
第3部	午後7時から午後8時	20人

※コロナウィルス感染拡大防止のため、3部に分けて実施

場所：長柄公民館ホール

定員：各回とも40人

■都市計画法第16条第1項に基づく公聴会の開催

≪都市計画（原案）の閲覧≫

内容：邑楽南地区地区計画（原案）

期間：令和2年11月25日から12月9日（土・日曜日、祝日を除く）

時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

場所：役場都市建設課

※閲覧期間は終了しました。

《公述人の受付》

公聴会で意見発表を希望する人は、閲覧期間中に公述申出書を提出することができます。

※公述申出書を提出した場合、公聴会で意見を述べてもらうことがあります。

提出方法：必要事項を記載した「申出書」を役場都市建設課へ直接持参または郵送。なお、
申込多数の場合は、町が公述人を選定します。

提出期限：12月9日まで（郵送の場合は12月9日必着）

※申出書の受付は終了しました。

《都市計画変更の公聴会》

内容：地区計画原案に対する公述人の意見発表

とき：令和2年12月24日午後2時から

会場：役場3階

下記のとおり都市計画原案の閲覧を行ったところ、[邑楽町決定案件に対する申し出者は0人](#)だったため、[邑楽町決定案件に対する公聴会は開催されませんでした。](#)

案の作成

■都市計画法第17条に基づく縦覧

《都市計画（案）の縦覧》

内容：邑楽南地区地区計画

期間：令和3年1月6日から1月20日（土・日曜日、祝日を除く）

時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

場所：役場都市建設課

※縦覧期間は終了しました。

《意見の受付》

意見のある人は期間中に意見書を提出できます。下記の関連ファイル「意見書」に必要事項を記入したものを、直接または郵送で都市建設課へ提出してください。

受付期間：令和3年1月6日から1月20日

提出：直接または郵送で都市建設課へ提出

【注 意】郵送の場合は 1 月 20 日必着

※意見の受付は終了しました。

■都市計画法第 19 条に基づく決定手続

≪邑楽町都市計画審議会による承認≫

令和 3 年 2 月 16 日に開催された邑楽町都市計画審議会において、館林都市計画地区計画の変更（邑楽南地区）を付議したところ、承認されました。

開催日時：令和 3 年 2 月 16 日午前 10 時から

付議事項：館林都市計画地区計画の変更（邑楽南地区）

結 果：承認

■都市計画法第 20 条に基づく決定告示

告示日：令和 3 年 5 月 1 日